

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 58 年 1 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認められる。

また、申立期間のうち、61 年 10 月から 62 年 7 月まで国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 46 年 4 月から 51 年 3 月まで
②昭和 52 年 4 月から 53 年 6 月まで
③昭和 53 年 10 月から 56 年 9 月まで
④昭和 57 年 4 月から平成 3 年 3 月まで
⑤平成 7 年 4 月から 13 年 5 月まで

申立期間①から③までの期間については、母親が国民年金の加入手続をし、保険料も納付してくれていた。当時、仕事が忙しくほとんど実家を空けていたが、自宅に帰った時に督促状が届いていると仕事先で納めた覚えがある。

申立期間④については、2 度の婚姻期間中であるが、当時の夫が年金手続をしてくれて保険料を納付してくれていたし、それ以外にも私が納めていた。また、怪我をして生活保護を受けていた時は保険料の免除の手続をしたこともあるので、未納は無いはずである。

申立期間⑤については、私自身が保険料を納めていた記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から③について、申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたと述べているが、申立人は、この間住所変更しているため、実家の母親に納付書が送付されず、申立人の母親が

申立人の保険料を納付することはできない上、申立人の母親は既に他界しているため、当時の状況が不明である。

また、申立人は仕事先で納めた覚えがあるとも述べているが、当時の保険料額、納付場所、納付頻度等の記憶が曖昧であり、納付状況が不明である。

2 申立期間④について、申立人は、当該期間中に2度婚姻し、この期間中はその夫が申立人の保険料を納付し、それ以外の期間は申立人自身が納付したと主張している。

申立期間④のうち、最初の婚姻期間中である昭和57年4月から58年6月までの期間については、申立人の夫は、57年10月から同年12月までの3か月の短期の未納期間を除き、保険料を納付している。

また、申立人は、婚姻前の期間においては、複数未納が見られるところ、婚姻を契機に56年11月の前月である同年10月から、申立人はその夫と同様に申請免除の手続を行っていることから、申立人の57年4月から同年9月までの期間及び58年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、夫婦一緒に納付していたと考えられる。

しかし、昭和60年10月から62年6月までの2度目の婚姻期間中については、申立人の夫は国民年金に加入していなかったことから納付していなかったと考えられる。

一方、申立人は、2度目の婚姻の期間中を含む昭和61年12月9日から62年7月1日までの期間は、生活保護法による生活扶助を受けていたことが確認できるため、これを受けた日の属する月前における直近の基準月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間である61年10月から62年7月までの期間は法定免除に該当すると考えられる。

また、それ以外の期間については、国民年金の保険料額や納付場所等についての申立人の記憶が曖昧であり、当時の加入手続、納付状況等が不明である上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 申立期間⑤について、申立人は、保険料を2年くらい納めていなかった記憶があると述べているほか、一方で保険料は自分で納めていたとしているものの、当時の保険料額、納付場所、納付頻度等の記憶が曖昧である。また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が当時居住していた市の記録では、平成12年に申立

人に対して保険料納付勧奨及び催告書が送付されているが、いずれも返送され転居先不明と処理されていることが確認できる。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年9月までの期間及び58年1月から同年6月までの期間については保険料を納付していたものと認められる。

また、申立期間のうち、61年10月から62年7月までについては免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年1月から同年3月までの期間、41年1月から同年3月までの期間及び44年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和12年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：①昭和38年1月から同年3月まで
②昭和41年1月から同年3月まで
③昭和42年4月から43年3月まで
④昭和44年4月から45年3月まで
⑤昭和46年4月から47年3月まで

私は、親に勧められて、国民年金制度が開始された時に国民年金に加入した。保険料は私が夫の分と一緒に納めており、国民年金手帳には割印があることから、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度開始直後の昭和36年10月ごろに夫婦連番で払い出されており、申立人の居住する市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人及びその夫の昭和36年度から41年度までの納付記録が一致することから、当時、夫婦同時に国民年金保険料の納付を行っていたと推認される。

また、申立期間①及び②における申立人の夫の国民年金保険料の納付については、社会保険庁のオンライン記録によると納付済みとされていることから、申立人もその夫と同時に当該期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

さらに、申立期間①及び②について、それぞれ3か月と短期間であり、その前後の国民年金保険料は納付済みである。

2 申立期間③から⑤までについて、申立人の所持する国民年金手帳（昭和 42 年 4 月 1 日発行）を見ると、割印（契印）はあるが、これは検認台紙を国民年金手帳から切り離す際に押印するものであり、国民年金保険料を納付したことを示すものではなく、国民年金印紙検認記録欄には当該期間の検認印は無い。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当時の保険料額等についての申立人の記憶も曖昧であり、申立期間当時の納付状況が不明である。

しかしながら、申立人の夫の国民年金保険料の納付状況についてみると、申立期間③及び⑤の国民年金保険料は申立人と同様に未納であるものの、申立期間④の保険料は納付済みとなっており、当該期間のみ申立人の保険料を納付しなかった合理的理由は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの期間、41 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 44 年 4 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から57年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から57年10月まで

昭和52年2月から、夫と共に国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間について夫の記録は納付済みなのに、私は申立期間が全額免除になっている。申立期間当時、免除申請書を役場に提出した記憶は無く、夫と一緒に保険料を納付していたはずなので、申立期間が全額免除となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法、保険料額等の記憶が曖昧である。

また、申立人は、その夫が申立期間の国民年金保険料を納付していることから、申立人のみ申請免除になっているのはおかしいと主張しているが、所得等の要件から夫婦どちらか一方のみ保険料が免除される場合もあり得る。

さらに、申立期間は55か月と長期間である。

加えて、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、申立期間に係る検認記録欄には「申免」と押印されており、仮に申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していた場合、申立人の年金記録に係る保険料免除承認処理及び保険料納付処理が長期にわたり、二重に過誤が生じ続けていたとは考え難く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

国民年金制度開始当時、隣の人と相談して国民年金に加入した。国民年金保険料は婦人会が集金し、自治会が銀行に納付し、「集金票」に領収印を押してもらった。領収書は後で市から送ってきたし、納付金額は100円だったと記憶している。申立期間は保険料を納めていたはずであり未加入期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人の夫が共済組合に加入していた時期であり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年4月ごろに払い出されており、申立人の年金手帳の「初めて被保険者となった日」及び「国民年金の記録」にも最初に被保険者となった日が52年4月19日と記載されているため、申立人は、このころに国民年金に任意加入し国民年金保険料を納付し始めたと考えられる。

また、申立人は、「検認印が押された国民年金手帳を所持した記憶は無い。」と述べているが、申立人が居住する市では、申立期間当時は印紙検認方式による保険料収納であり、納付書方式になったのは昭和47年4月からであることが確認でき、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間は48か月と長期間であり、申立期間は任意加入期間であることから、国民年金に加入したと考えられる昭和52年4月ごろからさかのぼって国民年金保険料を納付することはできなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から62年3月までの期間、平成元年10月から6年3月までの期間及び6年6月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和60年7月から62年3月まで
②平成元年10月から6年3月まで
③平成6年6月から7年3月まで

国民年金は国民健康保険とセットで加入しなければと考えて加入手続きをしたし、税金や国民健康保険料と同様に国民年金保険料は義務と考えていたので、昭和57年度からの3年度間の免除を受けた期間以外は納付していたはずであり、申立期間が保険料免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫と連番で払い出されており、申立人夫婦の国民年金の記録については、申立人が国民年金保険料の納付をし始めた昭和48年9月から申立人の夫が60歳に到達する平成8年9月までの間、申立期間①の一部の期間を除いて一致していることから、夫婦同時に保険料の納付や申請免除を受けていたことが推認できる。

また、申立後に発見された申立期間③当時の日記の記載（「国民年金の方来てくれる。」）により、申立人自身が申立ては記憶違いである可能性を示唆している。

さらに、申立人の社会保険庁のオンライン記録及び町の国民年金被保険者名簿でも申立期間①から③までの期間については免除期間となっており齟齬^{そご}は無い。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこともうかがわれず、申立期間当時の保険料納付についての記憶は曖昧^{あいまい}である。ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)

も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年6月まで

私は、昭和36年ごろ、町内の組長から国民年金の話を聞き、市役所の支所において国民年金の加入手続をし、毎月又は2か月ごとに国民年金保険料を納付していたはずである。このため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和36年ごろに、市役所の支所において、国民年金加入手続を行ったと述べているが、申立人の居住する市の国民年金被保険者名簿及び国民年金手帳記号番号払出簿からは申立人が国民年金加入者であることが確認できない。

また、申立人は、市の支所で国民年金保険料を1か月又は2か月ごとに納付したと述べているが、申立期間当時、申立人が居住する市では婦人会が3か月ごと国民年金保険料を集金しており、被保険者が市役所の支所で、直接国民年金保険料を納付することは、特別な事情が無い限りほとんどなかったことから、申立人の主張に齟齬^{そご}が見られる。

さらに、申立人は、納付金額等の記憶も無い上、当初は国民年金手帳をその夫の分も含めて2冊所持していたと述べているが、その後2冊共夫のものであったかもしれないと主張が変遷しており、詳細は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案894

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年11月まで

国民年金制度発足時に母親が国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料は町内の班長が集金していたので、自分で納付していた。転居先でも、町内の班長による国民年金保険料の集金があり、保険料を納めていたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、加入手続を行ったとされる申立人の母親は既に他界しているため、状況は不明であるが、昭和36年3月に国民年金手帳記号番号が払い出されており、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測される。

しかし、申立人は申立期間当時の国民年金手帳に係る記憶が曖昧であり、申立期間中数回住所を移転した際、国民年金に係る住所変更等の手続を行った記憶は無いと述べている上、現在確認できる申立人の転居先の自治体の年金記録では、申立期間は未加入期間となっているなど、申立期間の保険料を定期的に納付していたとは推認し難い。

また、申立人が申立期間当時、納付していたと主張する国民年金保険料額は、当時の保険料額と大きく相違し、納付済みである昭和43年12月以降の保険料額に近い。

さらに、申立人に対し、昭和44年1月に新しい国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、このころから申立人は保険料の納付を開始したと考えられ、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から47年3月まで

昭和44年6月ごろ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は市役所で納付書により納付していた。納付時期は毎月ではなかったと記憶している。同年10月に結婚と同時に夫の家族と同居してからは、地域の班で設立された納税貯蓄組合を経由して国民年金保険料を納付しており、私以外の家族は納付済みとされているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年6月ごろ国民年金の加入手続をしたと主張しているが、同年10月に結婚するまでの旧姓による国民年金手帳記号番号の払出しは見当たらない上、申立人にも氏名変更手続に係る記憶は無い。

また、申立人は、昭和44年6月ごろ国民年金の加入手続を行ったと記憶しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は47年4月ごろ払い出されていることから、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測され、申立人と国民年金手帳記号番号が連番である申立人の義妹も申立期間は未納であることから、申立人及びその義妹は、加入手続を行った現年度の国民年金保険料から納付し始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から46年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から46年7月まで
申立期間当時、隣保の人が集金に来ていた。当時、両親も国民年金保険料を納付しており、私も自分自身で保険料を納付し、国民年金手帳に印鑑を押してもらっていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、加入手続を行ったとされる申立人の父親は既に他界しており、加入状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年4月ごろ払い出されているが、申立人は42年3月に厚生年金保険に加入した時点で国民年金被保険者資格を喪失しており、同年9月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した際、再度、国民年金の任意加入手続を行ったこととはうかがわれない。

さらに、申立人に対し、申立期間直後の昭和46年9月ごろに別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、同年8月から国民年金に加入していることから、申立期間中、継続して国民年金保険料を納付していたとは考え難いほか、申立期間の大部分は任意加入対象期間であり、申立人は制度上、当該加入手続を行った時から、さかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間について、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）及び申立人の居住する市の国民年金台帳共に未加入期間となっており、齟齬が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 20 日から同年 10 年 1 日まで
A事業所に勤務していた期間について、ほぼ同条件で勤務した期間が複数回あったにもかかわらず、申立期間だけが厚生年金保険被保険者となっていないことは不自然であり、記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号※※※※番（昭和 50 年 11 月 11 日取得）から申立人が厚生年金保険の資格を取得した同番号※※※※番（昭和 52 年 4 月 1 日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。

また、A事業所に照会したところ、「申立期間当時、申立人は非常勤職員として勤務しており、個別に国民健康保険組合等に参加することが予定されていたことから、厚生年金保険料等の控除は無く、非常勤職員の医療保険等は徐々に健康保険への切り替えを進めていた時期であった」との回答から、申立人は申立期間に保険料を控除されていなかったことが推認される。

さらに、申立人の同僚二人に、医療保険等の加入状況について照会を行ったところ、申立期間当時は、いずれも国民健康保険に加入していたとの回答を得ている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。